



忠海市街地周辺地区の説明会を行いました。

（開催日：令和3年8月2日（月）18：30～）

竹原市景観計画（案）説明会内容の概要（抜粋）

（1）重点地区の景観づくり（忠海市街地周辺地区）



区域設定の考え方

歴史と生活が融合したまちなみ景観の保全及び地区内の回遊性向上を図る区域として、**地区内の主要道路沿道及び旧市街地を設定（区域幅は沿道に面する1宅地程度、道路端から約15m）**



（2）良好な景観形成のための行為の制限

（重点地区内で、これから何をしていくのか）

| 事項 | | 景観形成基準 |
|-----|------|---|
| 建築物 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> 歴史あるまちなみと人々の生活が作り出す景観の保全に配慮した落ち着いた景観形成及び地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出に努める。 |
| | ① 形態 | <ul style="list-style-type: none"> 黒滝山を見上げる眺望および黒滝山から見下ろす眺望を阻害しないよう、建築物の規模等に配慮する。 |
| | ② 意匠 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは原則10m以下とし、周辺に圧迫感を与えない形態とする。 |

(2) 良好な景観形成のための行為の制限 (重点地区内で、これから何をしていくのか) つづき

| 事項 | | 景観形成基準 |
|-----|--|--|
| 建築物 | ② 意匠 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物設備等は、道路から見えない場所に設置すること。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。  <ul style="list-style-type: none"> 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。  |
| | ③ 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> 別に定める色彩基準を基本とし、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。  <p>※この色以外にも利用可能な色は多数あります。</p> |
| 工作物 | <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や近隣の視点場から望みできる場所への設置を原則禁止とする。  | |

(3) 重点地区内の届出対象行為 (どういった行為に届出が必要か)

| 行為 | 届出の対象 |
|-------------------|---|
| 建築物の新築増築、改築 移転、撤去 | <ul style="list-style-type: none"> 規模を限定しない。(全ての建築行為で届出が必要) |
| 建築物・工作物の外観の変更 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の外観の変更については規模を限定しない。(全ての行為で届出が必要) 工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの |

※上記以外の行為については、現在(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例)と同様の届出対象となります。

(4) 説明会での主な意見

- 狭小な市道部分を景観計画の重点地区に設定されているので、是非とも無電柱化に着手してほしい。
- 現在立っている重点地区内の建物で色彩準色から外れている建物はどうなるのか。
(回答：既存の建物についての規制ではなく、今後新たに建てられるものを対象としている。)
- 黒滝山から見上げる眺望への配慮は、重点地区内だけなのか。(回答：はい。)
- 忠海の歴史的景観の観点から、旧宅や神社・仏閣等をどのように保存していくかが計画に入っていない。これから建てる建物への規制ばかりになってしまっている。もっと、忠海の景観の良さを守っていくのであれば、古い歴史的な建物も何らかの形で公共が保存していくべきである。古い歴史的建物の保存と規制を総合的に進める計画とすべきである。
- 忠海の街の中で、歴史的な建物など守っているものは多くあり、そういう活動をされている方も多くいる。祭りも忠海の住民の活力になっている。そういうことに役に立つような条例としてほしい。

(5) 今後の予定

今後は、この説明会と、現在実施しているパブリックコメント(市民意見の募集)での意見を反映し、竹原市景観計画(案)を作成します。
その後、景観計画策定委員会での審議、都市計画審議会での意見聴取を行い、竹原市景観計画の策定及び関係条例の制定を行っていきます。